

介護職員処遇改善推進事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（甲）が受託者（乙）へ委託する「介護職員処遇改善推進事業業務」について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の内容

(1) 専門家による個別相談

ア 概要

既存の処遇改善関連加算（※1）が「介護職員等処遇改善加算」（以下、新加算）に一本化されたことに伴い、新加算への移行支援が必要な介護サービス事業所等（以下、事業所）に対し、専門家（※2）による個別相談等を通じて、新加算の取得に向けた支援を行うほか、未取得の事業所に対する個別相談を通じ、加算取得に必要な賃金規程等の整備に向けた助言・指導を実施する。

※1 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算

※2 専門家とは、社会保険労務士、公認会計士若しくは税理士等の資格を有する者、又は労務管理若しくは法人経営について一定程度の実務経験（知識）を有し加算制度に精通している者をいう。

イ 対象

介護施設等のうち、新加算への移行支援が必要な事業所及び未取得の事業所
ウ WEB説明会及び個別相談

(ア) オンライン説明会

・新加算制度に関する説明会を1回以上実施する。

(イ) 個別相談

・オンライン等によるICTを活用した助言・指導を13事業所程度、延べ39回程度実施する。

エ 個別相談に要する時間

1回あたりの助言・指導は1時間から2時間程度とする。

オ 内容

- ・本事業の周知
- ・専門家の選任
- ・申込事業所の受付及び情報整理
- ・申込事業所と専門家の日程調整
- ・オンライン説明会の開催
- ・個別相談の進行管理業務
- ・個別相談記録の作成、提出
- ・専門家への謝金・交通費の支出

2 業務遂行に係る留意事項

(1) 乙は、委託業務を円滑に遂行するため業務遂行能力に長けた者を担当者として配置すること。

(2) 乙は、本業務の実施に当たり、実施時期や個別相談相手先等の明確な計画を立て

て関係機関等との調整を行うこと。

3 委託期間

契約締結日から令和7（2025）年2月28日（金）までとする。

4 実施計画書の提出

乙は、契約締結後遅滞なく、甲と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、甲に「業務実施計画書」（様式任意）として提出するものとする。

5 業務実施状況の報告等

(1) 乙は、毎月の委託業務の実施状況について、専門家派遣実施状況一覧（別記様式第1号）及び専門家派遣記録簿（別記様式第2号）を作成し、翌月10日までに甲に提出すること。

(2) 乙は、委託業務完了後20日以内に、実績報告書（様式任意）を作成し、甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。

(3) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

6 その他

(1) 作成された資料等の著作権及び著作権は、甲に帰属する。

(2) この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙との協議により進めるものとする。